

議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表)

新	旧
(部分休業の承認) 第 19 条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 61 条の 2 第 20 項</u>の規定による介護をするための時間（以下単に「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第 19 条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 61 条第 3 2 項</u>において読み替えて準用する同条<u>第 29 項</u>の規定による介護をするための時間（以下単に「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。